

ご親族様の訃報に接し、心よりお悔やみ申し上げます。

ご依頼のありました葬儀や火葬にかかる葬祭費等支給申請手続き方法をご案内いたします。

必 要 書 類

① 後期高齢者医療被保険者葬祭費等支給申請書 * 記入例は裏面

② 葬儀や火葬費用の領収書の写し、または会葬礼状の写し

※領収書は、葬儀や火葬を執り行った方(喪主)の氏名(フルネーム)の記載があり、かつ但し書きに「葬祭費として」「火葬料」などと記載のあるもの(記載がないものは、内訳書等を添付してください)

※領収書や会葬礼状には、葬儀を執り行った方(喪主)の氏名(苗字のみの場合は、「申立書」が必要)及び葬儀や火葬を執り行った日付(または領収日)の記載が必要です。

※葬儀費用に関する見積書の写しでは申請ができません。

＜献体をしたためご葬儀や火葬を行わなかった場合＞

献体をしたため、ご葬儀や火葬を行わず、「偲ぶ会」等を催した場合は葬祭費の支給対象になります。申請には①後期高齢者医療被保険者葬祭費等支給申請書②「偲ぶ会」等の領収書の写し

③ 献体をしたことが確認できる書類の写しが必要です。

※「偲ぶ会」の領収書は、執り行った方の氏名と、内訳等に「〇〇様(亡くなった被保険者)を偲ぶ会」等と明記されているもの。

献体の確認書類は、大学や病院等から発行された「ご遺体預かり書」など。

必要書類をご確認のうえ申請くださいますようお願いいたします。

1. 申請書の記入上の注意

① 申請者は原則として葬儀を執り行った方(喪主)になります。

② 支給決定後、申請者の口座に振り込みます。申請者以外の口座に振り込む場合は、委任状が必要です。

2. 申請場所

練馬区役所本庁舎2階 後期高齢者医療制度窓口 または 石神井庁舎こくほ石神井係
※郵送でも受付いたします。

※事務処理上、葬祭費の入金までに2か月ほどかかることがあります。

※**申請期間は、葬儀などを執り行った日の翌日から2年間です。**ご注意ください。

【葬儀を行った方が法人の場合】法人が葬儀を行った場合は、法人の正式名称と、法人代表者の氏名の記載、押印(代表取締役の印など)が必要です。押印が代表者を示す印でない場合(〇〇株式会社の印など)は、代表者の私印もあわせて押印してください。

(問合わせ先・送付先) 練馬区国保年金課後期高齢者資格係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 電話 5984-4587 (直通)

記入例

後期高齢者医療被保険者葬祭費等支給申請書

亡くなられた 被保険者	被保険者番号	2 3 4 5 6 7 8 9						
	氏名	練馬太郎						
	生年月日	昭和12年		7月	30日			
	葬祭年月日	令和0年		1月	30日			
他の法令による埋葬料等の支給		支給あり		・	支給なし			

区指定葬儀場使用料助成金については「支給なし」に「○」をつけてください。

※他の法令による埋葬料等の支給について 社会保険加入者（被保険者本人）が、後期高齢者医療制度に加入後3か月以内に逝去した場合は、社会保険から埋葬料が支給され、支給額が減額となります（「支給あり」に「○」をつけてください）。

○生活保護の受給、原子爆弾被爆者に対する給付を受けている方で、埋葬料等が支給される場合は、お手数ですが申請前に担当まで連絡ください。

令和0年 4月 1日

会葬礼状の喪主名またはご葬儀代に関する領収書のあて名の方が申請者となります。

記入日を必ずお書きください。

申請者 (葬祭を行った方)	住所	〒177-0022 東京都練馬区〇〇1-1-1						
	フリガナ	ネリマ ジロウ						
	氏名	練馬 次郎						
	電話番号	03-1111-1111						
	亡くなられた方との関係（続柄）	子						
ゆうちょ銀行を指定する方は、通帳の1ページ目の記号番号を記入してください。 ※通帳の2ページ目に店番・口座番号が記載されている方は、それぞれの欄に転記してください。	銀行	××						
	金庫	〈 〉						
	本店・支店・出張所							
農協	ゆうちょ銀行の場合には通帳の[記号番号]も記入してください。							
記号番号	記号番号：							
口座番号	0	1	2	3	4	5	6	
口座名義(カタカナ)	ネリマ ジロウ							
通帳をご覧になりながらカタカナで記入してください。								